平成２９年（フ）第１４５１号
福岡市博多区吉塚３丁目５番14―602号
破産者　神田　仁志
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７５３号
横浜市旭区川井本町59番地８　サニーフラット２　101号
破産者　山崎　泰治
1　決定年月日　平成30年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３号
高知県長岡郡本山町木能津2249番地
破産者　和田　祐子
1　決定年月日　平成30年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第１１８１号
大阪府吹田市江坂町１丁目12番20―1203号
破産者　有限会社岡田通商
1　破産債権の届出期間　平成30年３月９日まで
2　一般調査期日　平成30年４月24日午後２時
平成30年２月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１８２号
大阪府吹田市原町１丁目36番３―404号、開始決定時大阪府吹田市江坂町１丁目12番20―1203号
破産者　岡田　文夫
1　破産債権の届出期間　平成30年３月９日まで
2　一般調査期日　平成30年４月24日午後２時
平成30年２月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０７５号
札幌市北区屯田５条７丁目１番13―205号
破産者　斉藤久美子
1　破産債権の届出期間　平成30年３月13日まで
2　一般調査期日　平成30年４月23日午後２時
平成30年２月13日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７１１号
仙台市泉区北中山４丁目19番地の14、従前の住所宮城県宮城郡利府町青葉台２丁目１番地192
破産者　及川　和男
1　破産債権の届出期間　平成30年３月15日まで
2　一般調査期日　平成30年５月11日午後３時
平成30年２月13日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５１６０号
大阪市城東区鴫野東３丁目30番10号
破産者　大西千賀子
1　破産債権の届出期間　平成30年３月19日まで
2　一般調査期日　平成30年５月14日午後２時
平成30年２月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９９８号
大阪市平野区背戸口１丁目22番16号　ヴェルデ瑞穂壱番館407号室、前住所大阪市平野区背戸口１丁目22番16号　ヴェルデ瑞穂壱番館705号室、（前々住所）大阪市東住吉区今川６丁目３番16号、（住民票上の住所）大阪市天王寺区生玉寺町１番32号　吉栄マンション方
破産者　花田　秀子
1　破産債権の届出期間　平成30年３月20日まで
2　一般調査期日　平成30年６月20日午後２時
平成30年２月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８６０号
大阪市住吉区東粉浜３丁目16番１―1002号、住民票上の住所大阪市住吉区東粉浜３丁目16番１―901号
破産者　松永　健一
1　破産債権の届出期間　平成30年３月22日まで
2　一般調査期日　平成30年５月17日午後２時
平成30年２月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４８号
奈良市南登美ヶ丘２番５―１号
破産者　福島　文江
1　破産債権の届出期間　平成30年３月27日まで
2　一般調査期日　平成30年５月８日午前10時40分
平成30年２月13日　奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１４０号
高知市与力町１―６　ハイネス南国マンション303号室、開始決定時の住所高知市堺町４番６号
破産者　川﨑ふじ子
1　破産債権の届出期間　平成30年４月２日まで
2　一般調査期日　平成30年５月９日午前10時
平成30年２月14日　高知地方裁判所破産係

更生手続開始

平成２９年（ミ）第４号
岩手県久慈市長内町第43地割９番地の１
更生会社　有限会社大原商店
代表者取締役　大原　克己
1　決定年月日時　平成30年２月10日午後５時
2　主文　有限会社大原商店について更生手続を開始する。
3　管財人　縣　　俊介
4　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
5　更生債権又は更生担保権の届出をすべき期間　平成30年３月９日まで
6　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　平成30年５月18日から平成30年５月25日まで
7　更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間　平成30年７月24日まで
8　管財人が更生計画案を提出すべき期間　平成30年７月31日まで
東京地方裁判所民事第８部

再生計画認可

平成２９年（再）第２号
横浜市緑区長津田みなみ台１丁目31番地１
再生債務者　大作　　健
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成30年２月９日
横浜地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第２１５号
埼玉県新座市畑中１丁目９番28号
再生債務者　松永　匡史
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年３月６日まで
4　一般異議申述期間　平成30年３月20日から平成30年３月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第２４７号
千葉県千葉市若葉区桜木８丁目14番10号　グレイスコート301号
再生債務者　渡部　訓久
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年３月６日まで
4　一般異議申述期間　平成30年３月20日から平成30年４月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（再イ）第８号
千葉県習志野市袖ケ浦２丁目６番１―107号
再生債務者　穂積　一博
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年３月６日まで
4　一般異議申述期間　平成30年３月20日から平成30年４月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（再イ）第１３号
名古屋市北区木津根町35番地
再生債務者　石原　陽一
1　決定年月日時　平成30年２月13日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年３月６日まで
4　一般異議申述期間　平成30年３月13日から平成30年３月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部